

「判断力批判」の課題

——「判断力批判」研究 (VI) ——

宮内三二郎

周知のように「判断力批判」の主題は、その「緒言」(Vorrede)と「序論」(Einleitung)とにおいて一応明らかにされている。しかしその主題が本論の内容において整然と一貫して展開されているかというに、必ずしもそうではなく、種々の副次的な問題が派生したり混入したりして、全体の叙述が甚だ錯綜した複雑なものになつていることは、これまた本書を読む人の等しく感ずるところであろう。これらを、一つの根幹から幾つもの大小の枝を岐れさせた樹木のように、全体として統一的に把握することは、きわめて困難であるように思われる。

しかし本書が、幾つかの主題の論究の単なる複合ではなく、明らかに統一的な主題の解明を意図するものである以上、この困難は解きほぐされなければならない。そのためにはまず「緒言」と「序論」とにおいて主題として提示されたものの意味を的確に把握し、次に本論の中に、この主題の展開の径路を跡づけることが必要である。

1

本書の主題として「緒言」が提示するところを要約すれば、ほぼ次の通りである。

我々の「認識能力」としての悟性と理性とについては、先行二批判書によって各々のア・プリオリの構成原理が見出され、その領域(範囲と限界)が劃定された。そこで次には悟性と理性との中間の認識能力である判断力も、固有のア・プリオリの原理を有するか否か、その原理は構成的であるか或いは単に規制的であるか、さらに判断力は、悟性が認識能力に対して、また理性が欲求能力に対してそうであるように、快・不快の感情(認識能力と欲求能力との中間に位置する心意能力)に対してア・プリオりに規則を与えるであろうか、ということが、この書の取り扱おうとする課題である。純粹理性の批判は、この判断力の批判をその一部門として取り上げないとすれば、おそらく不完全なものになるだろう。しかしこの判断力の原理なるものを見出すことは、きわめて困難であろうと思われる。というのは、それはア・プリオリの諸概念から導き出すことができず(これらは本来悟性に属していて判断力はただこれらを使用するだけであるから)、従って別個に、判断力独自の概念を立てなければならないからである。このような困難は、主として自然或いは技術(Kunst)における美と崇高に関するいわゆる美的(aesthetisch)判定について感ぜられる。《その理由はおそらく、美的判定が事物の認識には全然関係せず、もっぱら主観の快・不快の感情に関係するものであるため、その原理をア・プリオリの悟性概念から導出するわけに行かない、という点にあるのであろう》。しかもこの美的判定における判断力の原理の批判的研究が、本書の最も重要な部分をなすのである。《この最後の点については後で触れる》。

「緒言」で提示された限りでのこの第三批判の課題の意味は、単純明白であって疑問の余地がない。それは要するに、「序論」末尾の表にみられるような「心意能力」及び「認識能力」の三分法分類と、そこよりする純然たる批判哲学の体系的要求とから生じたものであると言える。そして本書

本論（特にその第一部「美的判断力の批判」）は、一応この課題論究の線に沿って展開している、とみる事が可能である。

即わち、まず「美の分析」（第一篇第一章）では、美的判断が、主観の快・不快の感情と直接に関係する点にその独自性を有することを説いた後、感官的、論理的、功利的、道徳的判断との区別において、無関心性・無概念性・主観的合目的性・普遍性・必然性等の特性を挙げて説明し、次に「崇高（の分析）」（第二章）及び特に章を立ててはいないが芸術・天才を、それぞれ「美」との、また「自然美」との対比において論じ、こうして悟性及び理性の二領域とは別個の、美的判断力の独自の地域を劃定する。そして、課題として積極的に表明されてはいないけれども、これらの論考が、同時に実質的に美学という学問の分野を確立することとなった。

他方、美的判断力の基づく原理、主観的・形式的合目的性の原理が、判断力独自の、しかもア・プリオリのものであることを証示するために、美的判断の要求する普遍妥当性が主観的のそれであることを説き（「美の分析」）、さらに「純粹美的判断の演繹」と「美的判断力の弁証論」（第二篇）とにおいて、その主観的普遍妥当性の要求の権利根拠を論じて第一部を終わっている。

もし第三批判の課題が、「緒言」で言われている限りのものであったならば、本書は、今我々が見るものよりはよほど論理的に明快な整然とした内容のものとなったであろうが、またその代りにそれは、現在のものの持つ豊かさと深さを持つに至らなかったかも知れない。

しかし本書の課題は、「緒言」が提示するところに尽きてはいない。「緒言」ではいわば悟性（認識能力）と理性（欲求能力）と判断力（快不快感情）との三つの能力の併列、鼎立だけが考えられていた。ところが「序論」においては、あらたに前二者の相互の關係が問題となり、進んでこの両者を媒介統一するという役割が判断力に対して課せられるに至っている。もちろん、これも「緒言」の課題から必然的に喚起されてくる等しく体系的課題であるとは言えるが、「緒言」の課題は、これをそのまま直ちに美学的課題としてみる事ができ、その課題の論究をそのまま一つの美学的論究として読み替えることができるのに対して、「序論」のそれは、直接には美学的課題とはみなし得ない、という点でむしろより一層体系的課題であって、両者はもとより密接に関係はするけれども、直ちに同一視するわけには行かない。そして、逆説的にきこえるかも知れないが、カントの根源的な美の思想は、むしろこのより体系的な課題である後者の論究の中にうかがわれるはずである、と私は思う。

カントは「序論」IIで、

悟性が自然諸概念によってア・プリオリに立法を行なう領域、即わち感性的なるものの世界と、理性が自由概念によって立法を行なう領域、即わち超感性的なるものの世界とは、相互に隔絶しており、一方から他方への移行は不可能であるが、それにもかかわらず自由概念の領域から自然概念のそれへの影響関係が見出さるべきである。「自由概念は、その法則によって課せられた目的を感覚世界において実現すべきものである。」「従って自然は、その形式の合法則性が少なくとも自由概念による法則に従ってそれ《自然》の中に実現さるべき目的の可能と合致する、というような工合に考えられなければならない」(Kritik der Urteilskraft, Vorländer, S. 11)

と述べ、さらに「序論」III で悟性と理性との間の中間者たる判断力とその地域 (Boden) が自然概念と自由概念との両領域 (Gebiet) との結合を達成させるものとして予想される、と説く。これが即わち「序論」IX の表題に言う「悟性の立法と理性の立法との判断力による結合」、(S. 33) また同 III の表題に言う「哲学の二部門を一つの全体へ結合する媒体としての判断力の批判」(S. 12) の課題である。

こうして判断力が、「緒言」の場合のように、単に理論理性と実践理性との併立する独立のア・プリアリの認識能力として、また両者の中間者として考えられるだけでなく、さらに、隔絶するこの両者 (の領域) の対立の媒介者として考えられ、このような意義を担うべき判断力の批判が、第三批判の根本課題とされたことが、本書全体の所論を甚だ紛糾した難解な、またしかし豊富なものたらしめた最大の原因であると考えられる。

2

この「序論」における課題も、一見「緒言」におけるそれと同様に、課題そのものとしては、解決の難易は別として、単純明快であるように思われるが、少しくわしく吟味すると必ずしもそうではなく、すでにその設定の頭初において種々解明さるべき問題を含んでいる。

まず第一に、カントが上述のように、判断力を以て、両能力 (領域) の単なる中間者であるだけでなく、両者の媒介結合を達成し得るものとして予想したのは、いかなる根拠に基づいてであったか、という点を検討してみよう。もとより判断力のこの媒介者としての機能を明らかにすることは、「序論」で示された第三批判の課題そのものにほかならないし、その解決は、判断力の固有のア・プリアリの原理即わち主観的合目的性の原理の究明に求められることになるが、今ここに問題にするのは、判断力がそのような機能を有するであろうことを、はじめにカントに予想させた所以のものは何であったか、カントは何に基づいてそのような見当をつけたのであろうか、ということなのである。

カントが「緒言」及び「序論」で自から語っているところから推せば、それはやはり、判断力の快不快感情との関係にあったようである。だがこれはもちろん、単に前者が後者に対して「ア・プリアリに規則を与える」ということだけを指すのではなく、そのことによって、これまで (「実践理性批判」まで) 経験的なものとされていた快不快感情自身がア・プリアリの根拠を有するものとされ、さらにこのことによって、かの二領域の媒介統一が可能となるであろう、という予想を指して言うのである。つまり、かの二領域の、いわば蔭の媒介者は、快不快の感情であった。

このことを直接裏づける第一のものは、「緒言」の中で、認識能力と判断力とが快不快の感情を介して関連していることに言及した個所である。カントはここで、

「たとえそれら《美的判定》は、それら自身としては、事物の認識に全然寄与しないにしても、依然認識能力に属しており、またそれは、この能力《認識能力》がなんらかのア・プリアリの原理に従って快不快の感情と直接関係していることを証示するものである」(S. 3 f.)

と云い、しかもこのことを、「美的判定における判断力の原理の批判的研究は、この能力の批判の

最も重要な部分である」(前出 S. 3) ということの理由として挙げている。

ここに言う認識能力とは、もちろんかの「序論」末尾の表にみえるように狭く「悟性」を指すのではなく、哲学が理論的と実践的との二部門に分たれる場合の理論的部門——「自然諸概念《この場合悟性概念だけでなく自然についての理性概念=理念も含まれるだろう》に従っての理性認識」(Einl. III, S. 15)——に属する能力、また言い換えれば、「認識一般」へ向う我々の心的能力全体(悟性を含めての)を指すと解すべきであろう。(cf. §9 u. a. a. o.)

美的判断(力)が、この意味の認識能力に属するとされ、且つ後者(悟性を含めての)が快不快感情と直接関係することを前者が証示している、と言われたこと、しかもそれが、「判断力批判」において美的判断力の批判が最も重要な部分をなすことの理由として挙げられたということは、悟性(或いは自然概念の領域)を、かの理性(或いは自由概念の領域)との統一へ媒介する判断力の役割に関して、快不快の感情の担うべき意義を強調していることを意味するにほかならない。

次に第二の裏付けとして、「序論」IIIの叙述を挙げることができる。カントはここではまず、判断力と認識能力との接続の可能性を示唆した後、

「だがさらに、(類比に従って判断すれば)、判断力を我々の表象諸力の他の系統との結合——これは認識能力の系統との親近性よりももっと重要な事柄であると思われるが——にもたらず一つの新たな根拠がつけ加わる」(S. 13)《ここに言う「表象諸力の他の系統」とは欲求能力の系統を指す》

と言ひ、次にその理由を述べた一節の中で、——この個所の説明の仕方はかなりあいまいであった、意味の捉えにくいところはあるが——、「欲求能力には快不快が必然的に結びついている」ことを挙げ、そしてこのことによって「判断力が、自然概念の領域から自由概念の領域への移行を可能ならしめる——論理的使用において、それが悟性への移行を可能ならしめるのと同様に——であろうことがさし当り推測される」(S. 14f.)、と言っている。

以上の言葉から引き出し得ることは、カントが、判断力と欲求能力との親近性を、両者がいずれも快不快の感情と必然的な関係を持っている点に認め、またそのことを以て、自由概念の領域をかの統一へ媒介するという判断力の役割の可能性の裏付けとしようとしている、ということである。

第三に、これはかなり間接的、傍証的ではあるがしかし有力な一証差として、次の点に注目したい。

カントは「序論」IVから同VIIIに亘って、判断力の先験的原理としての、自然の主観的・形式的合目的性を論じているが、その中に「自然の合目的性の概念と快の感情との結合」(Einl. VI 表題, S. 23)について語っている個所がある。これについては前稿(III)のVIIIで取り扱ったのでここには詳論しないが、この「序論」VIで論ぜられている合目的性の概念は、所論の内容からみて、「美的」合目的性ではなく、明らかにいわゆる「論理的」合目的性のそれである。

しかもカントは、この論理的合目的性に結びつく快感について、それは「嘗てはたしかに存在した」のではあるけれども、「最も普通の経験でさえも、それなしでは可能でないために、次第に単なる認識と混和して、もはや特に意識されることはなくなった」(S. 24)と言っている。

この「序論」VIの所論は、直接には、次のVIIで美的判断における快感がア・プリオリの根拠に基づくものであることを説くために、その論証の意味で提出されたものであることは、前後の関係から察せられるが、前稿でも述べたように、この場合の合目的性は、美的合目的性ではなくて論理的合目的性であり、またそれに結びつく快感は、今日では「単なる認識と混和して」しまってもはや感ぜられなくなった、と言うのであるから、美的判断における快感のアプリオリテートをここから根拠づけようとすることは所詮無理な企たてであるように思われる。

従ってカントが、それにもかかわらずここで、純然たる認識判断における快感や、論理的合目的性の判定におけるそれについて語った（ただし前者については消極的意味で）のは、快不快の感情を、かの二領域結合の媒体として考えようとし、またそのために認識能力（先述のような広義での認識能力）の方面と快感との関係を見出そうとする暗黙の意図がはたらいた結果なのではなからうか。すくなくとも、このような意図を前提しない限り、「判断力批判」において認識判断や論理的合目的性の判定を、快感と結びつけて論ずることは、結果的に言って、ほとんど無意味に近い。

最後に、本論特に「美的分析」の内容を上のような角度から見直してみると、その冒頭からして趣味判断が主観の快不快の感情を規定根拠とすることを強調したのは、一方では美的判断としての独自性を挙示するものではあるけれども、それと同時にやはり快不快感情を以て、かの理性と悟性の両域の統一を可能ならしめるものとみる含みがあったことではないだろうか。つまりここには私が先に指摘したような「緒言」の課題と「序論」のそれとの双方に解決を与えようとする二重の意図を汲みとることができるのではなからうか。

もとより本論冒頭の趣味判断の規定は、「《対象の》表象を悟性によって客体へ認識のために関係づける」認識判断との比較において下され、さらに §2 以下趣味判断は、無関心性、普遍性、合目的性等すべて論理的判断や道徳的判断等との区別において特徴づけられている。これはまさに第一の課題（「緒言」における課題）のためのものであった。

しかし、これに対して私が取り上げたいのは §9 の所説である。（§9 についての詳細は拙稿 II の VI 参照）。ここではカントは趣味判断の規定根拠が、

「所与の表象を、《一定の認識のために客体へ関係づけるのでなく》、認識一般へ関係づける限りにおいて、表象諸力相互の関係において見出される心意状態」（S. 55）

「所与の表象における、認識一般へ向っての表象諸力の自由な活動の感情の状態」（S. 55 f.）

にあることを論じているが、この主観的關係（心意状態）は、「認識一般にとってふさわしいもの」であり、「一定の認識もやはりこの関係を主観的条件として持っており、常にそれに基づいている」（S. 56）、と説く。（尚、この「心意状態」は、即わち美的判断における快感そのものである（cf. S. 57 u. §12, S. 61））。

即わちここでは、さきに主観の快不快感情を規定根拠とするものと、そうでないもの、という点で峻別された美的判断と認識判断とが、認識一般へ向っての表象諸力の自由な相互活動の心意状態——要するに判断において生じている（或いは判断の基礎となっている）快不快の感情——に關し

ては、共通の地盤の上に置かれているのである。

(この §9 の考え方と全く同一のものが、§38「趣味判断の演繹」にみられるけれども、煩雑を避けるために引用をさし控える。)

これと同様の関係は、美的判断と道徳的判断との間についてもみることができる。「序論」における実例は、すでに挙げた通りであるが、本論においては、それが最も明瞭にあらわれる崇高論を別にしても、たとえば §12「趣味判断はア・プリオリの根拠に基づく」は、この表題の趣旨を説明するのに、美的判断における快感を、殆んどもっぱら道徳的なものにおける畏敬 *Achtung* の感情（即ち、「快不快感情の一つの特殊な、また独自の変様」(S. 60)）との類比において論じている。

およそ人間の「認識能力」を三分して、悟性と理性との中間に判断力を置き、それを一個独自の能力として前二者から区別しつつ（第一課題）、しかも一方ではそれを前二者の媒介者たらしめようとするならば（第二課題）、判断力に対して、これを他の二者から区別するための徴表が求められると共に、媒介のためのなんらかの手がかりが見出されなければならないことは言うまでもない。そして以上指摘した諸点から察すれば、その媒介の手がかりは、判断力のみがそれに対してア・プリオリの規則を与え得るであろうところの、そして認識能力も欲求能力もそれに対して「必然的な」、「直接の」関係を持つところの、快不快感情（言い換えれば自然美及び芸術の領域）にあるとされた、とみることができるのではなからうか。「緒言」において、美及び崇高の判断の批判が判断力批判の最も重要な部分をなす、と言われたことの意味は、まさにここにあったのだと思う。

だが、これが「判断力批判」におけるカントの内的意図であったとしても、この意図が「判断力批判」の全篇を通じて、果して実際に一貫して遂行されているかどうか、ということはまた別個の問題であるが、しかしそれについては前諸稿及び別稿に譲る。ただここで言っておきたいことは、従来、「判断力批判」に関する諸研究が、本書における快不快感情の意義を、ほとんど常に美学的意義においてのみ（私の言う「第一課題」の面でのみ）捉え、これを上述のような体系的意義において（「第二課題」の面において）考察する点に欠けるところがあったのではないか、ということである。そしてまた、私は、快不快感情をこの後者の意義において考えることが、かえってカントの根源的な美の思想を理解し得る所以であろう、とひそかに考えている。

（尚、以上のような『「判断力批判」の課題』観は、アウグスト・シュタトラーの「カントの目的論とその認識論的意義」におけるそれとは全く逆の見地に立つものであるが、シュタトラーの所説については、すでに拙稿（IV）において批評を試みたので、ここでは触れない。）

3

上に検討した「判断力批判」の課題なるものを、簡単な形で言い表わすならば、「緒言」におけるそれは、(i) 実践理性（自由）の領域と、(ii) 悟性（自然）の領域との中間に、(iii) 判断力（美と芸術）の領域を確立することであり、「序論」におけるそれは、この「緒言」の課題と必然的に連関するものであって、この (i) と (ii) との間を媒介統一すること、その媒介統一を達成させるも

のとして (iii) を資格づけることであった。この「緒言」と「序論」の両課題を通じて中間者或いは媒介者とされているのは、理性と悟性に対する判断力であり（この三者は「序論」の表ではいづれも「認識能力」の中に入れられている）、これが「心意能力」としての認識能力と欲求能力との中間にある快または不快の感情に対応し、またそれにア・プリオリに規則を与える、とされている。「私は前節で、「序論」の課題即わち二世界の媒介について、その媒介の役割を担うものは、判断力というよりはむしろ快不快感情なのであり、前者は後者に対して、この役割を担い得る資格、即わち後者の先験性を付与するものとして考えられている、ということ述べた。そこで、次に被媒介者即わち「自由概念の領域」と「自然概念の領域」との間における「媒介」、「移行」、「統一」ということの意味を考えてみなければならない。

カントが直接この「媒介」の意味について語っているとみられる箇所は、「序論」II, 同 III, 同 IX, 及び本論の「弁証論」の部分、の都合四ヶ所であるようである。これらを逐次要約して挙げると、

A) まず「序論」II では、カントは、自由と自然の両世界が隔絶していて相互の移行は不可能のように見えるが、それにもかかわらず前者から後者への影響関係が見出さるべきであると述べ、次にそのことを敷衍して、

「自由概念は、その法則によって課せられた目的を、感覚世界において実現すべきものである。従って自然は、その形式の合法則性が、すくなくとも自由概念による法則に従ってそれ《自然》の中に実現さるべき目的の可能と合致する、というような工合に考えられねばならぬ」

と言い、さらにこれに続けて、

「——従って自然の根柢に横たわる超感性的なるものと、自由概念が実践的に含んでいるもの《超感性的なるもの》との間の統一には、どうしても一つの根柢がなければならない。そしてこの根柢についての概念は、たとえそれが理論的にも実践的にもこの根柢の認識には到達せず、従ってなんら独自の領域を持たないにしても、依然一方の原理に従っての思惟様式から、他方の原理に従ってのそれへの移行を可能ならしめるものである」(S. 11 f.)

と説いている。

B) 次に「序論」III では、悟性と理性との中間者としての判断力が、認識能力と意欲能力との中間者としての快不快感情に対して法則を与え得べく、その自身のア・プリオリの原理を含んでおり、この原理は、対象のいかなる範囲 Feld も、その領域 Gebiet としてそれに属してはいないにしても、この原理のみが妥当するであろうような或る地域 Boden を持ち得る、ということ説き、また既述のように（本稿第2節参照）、快不快と意欲能力との関係に触れた後、次のように言う。

「判断力が、自然概念の領域から自由概念の領域への移行を可能ならしめる——それが論理的使用において、悟性から理性への移行を可能ならしめるのと同様に——であろうことがすくなくともさし当り推測される」(前出 S. 14 f.)

C) 「序論」IX は、「悟性の立法と理性の立法との判断力による結合について」という表題によってもわかるように、もっぱらかの両世界間の移行・結合の問題を取り扱っているが、その説明は

三つの段階に分けることができる。

まず「序論」II の場合と同様に、自由と自然の両領域が疎隔していて相互の影響が有り得ないこと、それにもかかわらず前者即ち「主観における超感性的なるもの」は、後者即ち「感性的なるもの」或いは「(自然の) 諸現象」を規定することが可能であること、自然の諸事物の因果性が、自由の因果性と合致すべきであること、を述べ、判断力は、「自由概念に従っての結果が自然の上に生ずること」、「究局目的」が存在すること、或いはそれが感覚世界に現象すること、の条件を、「感性的存在者としての、即ち人間としての主観の、自然」の中に前提するものなのであって、この判断力が、

「自然の合目的性という概念において、自然概念と自由概念の媒介概念、純粋理論理性から純粋実践理性への、前者に従っての合法性から後者に従っての究局目的への、移行を可能ならしめる概念を提供する。というのは、ただ自然においてのみ、また自然の諸法則の調和においてのみ、実現されるところの究局目的の可能は、この概念《自然の合目的性》によって認識されるからである」(S. 34)

と言っている。

第二に、上の個所にすぐ続けて、超感性的なるものに対する関係の上から、悟性と理性と判断力との相違を述べ、悟性は、「自然の超感性的基体」を挙示するけれども、これを全く不定のままに残すが、判断力は、「自然の超感性的基体(我々の中及び外における)」に対して、知的能力 *das intelligtuelle Vermögen* によって規定可能性を与え、理性は、そのア・プリオリの実践的法則によって規定を与える、と言い、そしてこのことから、判断力が、かの両領域間の移行を可能ならしめることをふたたび結論する。

さらに第三に、この「序論」IX の最後(従って「序論」全体の末尾)に、

「自然の合目的性、という判断力の概念は、自然諸概念に属するものではあるが、それはただ認識能力の規制的 *regulativ* 原理としてである。ただしこの概念を喚び起すところの或る(自然の、または技術の)対象に関する美的判断は、快不快感情に関しては構成的 *konstitutiv* 原理である。認識諸能力——それらの調和がこの快の根拠を含んでいる——の遊動における自発性は、これ《自発性》が同時に道徳的感情に対する心意の感受性を促進することによって、かの概念《自然の合目的性》をして、自然概念の領域と自由概念のそれとの(それらの結果における)結合の媒介に役立たしめるのである」(S. 35)

という説明が与えられる。

D) 本論の「弁証論」(§ 55—)は、この問題に関連する所説を全般的に含んでいるが、特に本論の最後(付録 § 60 を除いて)の § 59 「道徳的善の象徴としての美について」において、直接かの二領域(二能力)の「統一」が説かれている。

§ 59 ではカントはまず「感性化としての表現」を「図式的」と「象徴的」とに分け、後者を、「ただ理性が思惟するのみであって、なんらの感性的直観もそれに適合し得ないところの概念に対して、なお感性的直観を与える」もの、として説明した後、「美は道徳的善の象徴」であり、この点によってのみ美は、「他の各人の賛同の要求を以て満足を与え、またその際同時に心意は、感官印象による快の感受性を超越して或る純化と高揚とを意識」する。「これが……そこへ向って趣味が指

向するところの英知的なるもの *das Intelligibele* である」(S. 211 ff.) と言い、そして次のように結論する。

「判断力は、……主観におけるこの内的可能性の故に、またそれと合致する自然の外的可能性の故に、主観そのものとその外における何物か——自然でもなく自由でもないが、しかし自由の根柢即ち超感性的なるものに結びついているところの何物か——に関係づけられる。理論的能力と実践的能力は、このものにおいて、共通の、また未知の仕方、統一へ結合される」(S. 213 ff.)

以上列挙した「媒介」、「統一」の意味に関係する諸文章は、問題そのものの性質にも由るであろうが、恐らく「判断力批判」の中でも最も難解晦渋な部分に属し、統一的な解釈を下すことは甚だ困難であるが、敢えて分析を試みてみたい。

はじめに問題の所在をあらためて明らかにしておくならば、すでにしばしば言及した通り、「純粹理性批判」が取り扱った「自然概念の領域」と、「実践理性批判」が取り扱った「自由概念の領域」という二つの隔絶した領域の、判断力（或いは快不快感情、或いはまた自然美及び芸術）による媒介、ということが、「判断力批判」の体系的課題をなすものであり、このこと自体は「序論」の諸所に判然と言明されているのであるが、今私の関心の存するところは、被媒介者として立てられている二つのものが、それぞれ「自由概念の領域」、「自然概念の領域」と呼ばれているにもかかわらず、内容的には殊に後者は必ずしも一義的に、語義通りに説かれておらず、果して何と何とが、また如何にして、媒介または統一されるのか、という点についてのカントの説明にかなりの動揺がみられる、ということにある。

そこでまず「序論」II をみると、ここでは「統一」さるべきものは、自由概念が実践的に含んでいる超感性的なるものと、自然の根柢に横たわる同じく超感性的なるものとであるとされている。この後者の概念はすでに、かの対立の一極である「自然概念の領域」という概念に対して大きなズレを示していると言えよう。なぜならそれは、悟性が自然の根柢に想定せざるを得ないものではあるが、決して悟性的認識の及び得ざるもの、従って悟性が「無規定のままに残す」ものであり (cf. Einl. IV, S. 15 ff.), 明らかに自然概念の領域の外にあるものと考えなければならないからである。またそうすると、

「自然は、その形式の合法則性が……自然の中に実現さるべき目的の可能と合致する、というような工合に考えられねばならぬ」(前出)

と言われる時の「自然の形式の合法則性」とは、「序論」IV 以下に論ぜられているところに当てはめて言えば、「悟性の与える普遍的先験的諸法則」に關しての自然の合法則性なのではなくて、「普遍的諸法則によつては規定されずに残されているものに關するところの特殊的、經驗的法則」——即ち自然の超感性的基体由来するものとして、(或いは反省判断力の主観的原理としての自然の合目的性の概念によつて統一されるものとして)、悟性が自然に向つて想定する諸法則——に對しての自然の合法則性を指すものとみられる。以上のような考え方を、私は便宜上仮りに [A₁] と呼んでおく。

しかし「序論」II には、これとは意味の異なる対立概念を考えさせるもう一つの言説が含まれて

いる。それは即わち、

「自由概念は、その法則によって課せられた目的を感觉世界において実現すべきである」(前出)

という一句である。これは、その前後の文章との脈絡の中で注意して読むならば、決して両領域の媒介ということ自体を言い表わしているのではなく、媒介が必然的であることの理由を述べたものにすぎないことは明らかであるし、また内容的にみても、自由における目的が感觉世界に実現すべきである、ということは、本来実践理性自身にかかわる事柄、判断力が媒介者として介入する余地のない事柄であり、事実カント自身も、このことは「すでに自由による因果性という概念の中に含まれている」(cf. Einl. IX, S. 33)と言っているのであるが、しかしそれにもかかわらず、これは、後述の考察のために、ここでとり上げておく必要がある。もし仮りにこの一句が、かの媒介の課題そのものを言い表わしたものであるとするならば、媒介さるべき対立者は、自由における超感性的なるものと、感性界(現象)としての自然とであることになり、自然の根柢にある超感性的なるものは、すくなくとも直接には関わりがないわけである。この考え方を[A₂]と呼んでおく。

次に、「序論」IIIの、前掲の個所の所論は、上の「序論」IIの[A₁]のそれとよく照応している。即わち後者に言うところの、自由と自然との双方における超感性的なるもの間の統一の根拠たるべきものについての概念とは、(「序論」IV以下に説くところの)「自然の合目的性」の概念を指すことは疑いを容れない。そしてこの概念は、いうまでもなく、反省判断力がそのア・プ=オリの原理とするところのものである。とすれば、媒介者としての判断力とその原理、その地域Bodenを説明する「III」の思想は、この「II」の[A₁]の思想の必然的展開であるとみてよい。

ところが「序論」IXには、この点に或る一つの変化が生じてくる。即わち「II」とほぼ同様の形で自由と自然の両領域の関係を論ずるくだりで、「主観における超感性的なるもの」が、「感性的なるもの」を規定することの可能性(「自由概念から自然の上に諸結果が生ぜしめられることに関して」)は、「自由による因果性という概念の中にすでに含まれている」ことを述べる際に、

「超感性的なるものについて用いられた原因という語は、自然諸物の、一つの結果への因果性——それら《自然諸物》の固有の自然諸法則に従っての、しかしまた同時に理性諸法則の形式原理と合致しての——を規定する根拠を意味するにすぎない」(S. 33)

という説明がつけ加えられている。これは、「原因」という語の詮議を別にして内容的にみれば、既述の「序論」IIの、「自然の形式の合法則性が、……自然の中に実現すべき目的の可能と合致する」云々という言葉と同じ事柄を言ったもののようにみえるけれども、しかしその間に或る微妙な相違が看取される。

「II」の場合は、既述の通り、目的の可能と合致すべき自然の形式の合法則性は、自然の根柢に想定される超感性的なるものに根拠を持つ「特殊的、経験的法則」に対しての合法則性を意味していた。しかるにこの「IX」の場合には、それは「自然諸物の固有の自然諸法則」に対しての合法則性として考えられている。もちろんこの「自然諸法則」も、依然かの特殊的、経験的諸法則を指している(或いはそれをも含めて言っている)のだと解されないことはない。だがこの個所につけら

れた註において述べているところから判断すれば、それはむしろ、かの「悟性が与える普遍的先験的自然諸法則」を指している。即ち「註」においては、この「自然諸法則」は、すべて「自然因果律」「Naturkausalität」として語られているのである(cf. s. 33f.)。

もしそうだとすると、この「IX」においては、かの対立概念(被媒介者)は、主観における超感性的なるものとしての自由と、自然の現象界(感性界)とであることになる。後者は、「悟性によっては規定されずに残されるもの」の範囲、「自然の超感性的基体」ではなくて、まさに「自然概念の領域」, 「悟性の立法の下にある領域」である。従ってこの「序論」IXの所論は、主観における超感性的なるものとしての自由の究局目的を、感性界において実現すること、というかの「序論」IIの[A₂]の観点に通ずるものである。そしてこれに照応して、媒介者たる判断力は、「IX」においては、究局目的の可能(感性界にそれが現象することの可能)の条件を、主観の自然の中にア・プリオリに前提するものであり、またこのことによって、「自然諸概念に従っての法則性から、自由概念に従っての究局目的への移行を可能ならしめるところの」「自然の合目的性の概念」を提供する、とされ、さらにこの判断力の原理としての「自然の合目的性の概念」が有する媒介的機能は、この概念を必要とする美的判断において、主観の認識諸力の自由な調和的な活動状態における快感が、同時に「道徳的感情に対する心意の感受性を促進する」、という点にある、とされている。(cf. S.35)

以上のようなものが、「判断力批判」の体系的課題に関しての、「序論」IXにおけるカントの考え方であると思われるが、また同時に本論全体から言っても、これが、かの課題に対する一つの有力な考え方となっていることは、本論の「弁証論」の末尾における関係箇所(それは第三批判の第一部「美的判断力批判」の結論ともいべき個所に当る)の所説(前掲)によって窺われるのではなからうか。縷述を省くが、彼処における「美は道徳的善の象徴である」という定義は、まさにかの[A₂]の思想を裏付けるものだと私は思う。

なぜなら、前掲引用文にみえるように、「美」は心意をして「或る純化と高揚を意識」せしめるものであり、「道徳的善」とは、「趣味が指向するところの英知的なるもの」、「自由の根基即ち超感性的なるもの」であり、「象徴」とは、「理性が思惟するのみで、なんらの感性的直観も適合し得ない概念《即ち理性概念=理念》に対して尚そのようなもの《感性的直観》を与える」という特殊の感性化の手段であり、またそれは「趣味」《即ち美的反省判断力》の独自の機能である、とされているからである。これは、いわば主観における超感性的なるものと、客観における感性的なるものとの対立、及び美的判断力による両者の媒介、というかの[A₂]の公式的骨組に、肉付けが施されたようなものではないだろうか。

「序論」II(及びIII)にみられた[A₁]の考え方が、同IX(及び本論)の[A₂]のそれに転換したのは何故であろうか。私はそれは、「序論」II, III以後、同IXまでの間に——つまり「序論」IV~VIIIにおいて——論ぜられている反省判断力の原理としての自然の合目的性の概念の提出の仕方に関係があると考ええる。「序論」IV, Vによれば、一般に判断力とは特殊を普遍の下に包含されるものとして思惟する能力である、そして普遍が与えられていて、特殊をその下に包摂する

場合は、それは規定的であり、特殊のみが与えられていて、それに対して普遍を見出さねばならぬ場合は反省的である。規定的判断力は、悟性の与える普遍的諸法則によって自然における特殊を規定するが、これら諸法則は、感官の対象として自然一般の可能にのみ関わるものであり、他方、自然の諸形式はきわめて多様であるから、これらの諸法則によっては規定されずに残されるものがある、およそ自然（経験）が全体として可能であるためには、この残された多様なものにも依然なんらかの法則がなければならず、また特殊に対して普遍を求める判断力は、これらの特殊的、経験的法則を基礎づける原理を持たなければならない。次にカントの言葉をそのまま引用すると、

「その原理とは、次のようなもの以外では有り得ない。即ち普遍的自然諸法則は、それらを自然（……）に対して規定する我々の悟性の中にその根拠を有するのであるから、かの特殊的経験的諸法則は、……あたかも或る一つの悟性（我々の悟性ではないにしても）が、特殊的自然法則に従っての一つの経験の体系を可能ならしむべく、我々の認識能力のために与えたのであるかのような、そのような一つの統一に従って考察されねばならぬ」（S. 16 f.）

「ところで一つの客体の概念は、それが同時にその客体の現実性の根拠を含んでいる限り、目的と呼ばれ、また或る事物の、ただ目的に従ってのみ可能であるようなその性質との合致は、その事物の形式の合目的性と呼ばれる。従って経験的諸法則一般の下にある自然諸物の形式に関しての判断力の原理は、その多様における自然の合目的性である」（S. 17）

以上に抽出したのは、自然の形式的合目的性という反省判断力の原理に関するカントの説明の、いわば客観的、対象的な面——つまり次に言う主観的な面から仮りにできるだけ切りはなした面——である。ここには、反省判断力のいわば対象領域が語られ、その対象領域を規定している「特殊的、経験的諸法則」の究局的統一原理たるもの、言い代えれば、それらの諸法則を、自然の多様に対して与えた（もちろんそれは「我々の認識能力のために」であるが、その点をしばらく論外として）ところの、「或る一つの悟性」（“ein Verstand”）なるものが明らかに想定されている。この「悟性」とは、他の諸処に言う「英知的なるもの das Intelligibele」、自然の根柢に横たわる超感性的なるもの das Übersinnliche」を意味することは疑問の余地がなからう。

そこで、今ここに反省判断力を、かの対立する両世界の媒介者として、また自然の形式的合目的性の概念を、媒介者たる反省判断力の原理として、かえりみるならば、この私のいわゆる「客観的、対象的な面は、まさにかの [A₁] の考え方に直接つながっているものであることに気づく。[A₁] では判断力は、自由における超感性的なるものと、自然の根柢にある超感性的なるものとの間に必要とせられる統一の根拠に対して、直接の関係を有することによって、かの両領域（自由及び自然概念の、また理性及び悟性の）の媒介者たり得るであろうとされていた。今、反省判断力は、合目的性概念の「客観的側面」の説明によって、自然における超感性的なるもの（悟性が認識することを得ず、無規定のままに残さざるを得ないところの、また根拠づけることはできないが、しかし思惟され得るところ）への指向関係を明らかにされたわけである。だがもとよりこれだけでは反省判断力は、その媒介の機能の一半を示されたにとどまる。そして事実、合目的性概念の説明は、上述のような「客観的、対象的側面」だけで尽きてはいないのである。

即ち同じく「序論」IV, V でカントが力説するところでは、この合目的性の概念は、反省判

断力が、「自然についての概念を得るために」、また「諸現象の結合に関して」「自然の諸法則について反省するために」、判断力自身のために立てる「主観的原理」にすぎないのであって、これを自然に対して与える（vorschreiben）ことはできず、人は自然所産を以て、自然が或る目的に向って産出したものとみることは許されない、とされているのである。自然の形式的合目的性が、「目的なき合目的性」と呼ばれるのはこの故であるが、しかしまた恐らくここに、かの合目的性が、自然の特殊の経験的法則の可能もしくはそれらの統一のための原理、またいわゆる「自然の特殊化の法則」、(S. 22)としての「客観的」意味から、「我々の認識能力への自然の合致」、「我々の認識能力に対する自然の合目的性」、としての「主観的」意味へ転換する契機がひそんでいたようである。

ここにこれを「意味の転換」と呼ぶ理由は、かの原理が、自然の特殊の経験的諸法則の、或いは自然そのものの、統一原理として仮定されることと、それが同時に、主観の認識能力に対する自然の合目的性と呼ばれることは、その間に大きな意味上のひらきがあつて、説明を必要とすると思われるにもかかわらず、ほとんど全く無媒介的に結びつけられているからである。（これが実は、いわゆる「論理的」合目的性と「美的」合目的性との関係の問題である）。従つて、叙説の表面には現われていないけれども、カントの思想の内面において、かの意味の転換のきっかけをなしていたのは、上述のような、自然についての反省のために判断力が自己自身に対して与えるにすぎないものである、という合目的性原理そのものの主観性の主張であつたのではないか、言い代えると、「主観的」ということが、一面では今述べたような意味で合目的性原理に対して考えられると共に、他面、それが主観（の認識能力）への自然の合致という観点を喚び起すこととなつたのではないかと私は推測する。

（意味の転換の理由とはともかくとして、上の二つの意味を結びつけようとするならば、恐らく次のような解釈をとる外はないだろう。即ちそれは、かの二つの意味の相違を、一方から他方への転換としてみるのでなく、むしろ意味の説明の進展としてみることになるが、自然そのものの合目的性（一つの原理に従つての秩序、調和）——もちろんそれは単に判断力が仮定する原理に基づくものにすぎないが——が、主観の認識能力の調和（「弁証論」等によれば、それは主観の超感性的なるものに基づく）に合致、照応する、という解釈である。しかしこれについては今はこれ以上触れない）。

いずれにせよ、合目的性概念は、「主観の認識能力への自然の適合」という意味を与えられることによって、反省判断力一般の原理から、美的反省判断力の原理たるべきものへ、いわば特殊化されたことになるのは確かである。私は前諸稿《(III)の、(IV)及び(V)》で、「序論」VIからVIIへの叙説が、快感情との関係を媒介として、「論理的」合目的性から「美的」合目的性へ移つて行つた経緯について、それぞれ異なつた角度から詳論したが、自然の形式的合目的性の概念をはじめて提出した「序論」IV及びVにおいてすでに、この概念は、上述のような私のいわゆる「客観的」側面と「主観的」側面とを同時に含んでいたのであつて、これがVI及びVIIにおいて、實質上「論理的」と「美的」との二種の合目的性に区分されるに至る素地をなすものであつた。

さて我々の本来の問題——二領域の判断力による媒介の問題——に立ち戻ってみると、上のような「主観的」側面は、いうまでもなく、かの [A₂] の考え方と結びつく。[A₂] は、自由の領域における究局目的を感性界に実現すること、言い換えれば、主観における超感性的なるものを、客観における感性的なるものへ媒介することに、判断力がなんらかの関係を持っているであろうことを示唆するものであった。そしてその結果、この [A₂] では、自然の（根柢に想定される）超感性的なるものは、おのずから考慮の外に置かれることとなった。

上述の「主観的」「美的」合目的性の思想（「序論」IV, V に含まれ、VII において表面化するところの）は、媒介者たる（美的）反省判断力の原理を、自然の背後に想定される超感性的なるものの理念から、主観の認識諸力の（認識一般へ向っての）調和的相互遊動の状態の感情（快感情）がそこに基づいているところの、「人間性の超感性的基体」の理念へ移すものであり、これが「序論」IX において、[A₂] の課題思想となって現われたのである。

（尚、この間に挟まれる「序論」VIII は、主観的、形式的（美的）合目的性を、自然の有機体における「客観的、実質的」合目的性との比較において論じたもので、直接には当面の問題に関係しない）

[A₂] の思想が、「判断力批判」の課題に対する一つの有力な態度を示しているものであることは、すでに述べたところであるが、この [A₂] と、[A₁] との関係を、かの課題に対して直接解決を与えたものとみなし得る「弁証論」における、「超感性的なるもの」の概念に与えられた諸規定によって吟味してみると、趣味判断の規定根柢としてのこの理性概念は、§ 57 「趣味のアンチノミーの解決」においては、まず、「感官の客体としての、従って現象としての対象（また判断する主体）の根柢に横たわる超感性的なるもの」（S. 198）とされるが、次には「人間性 Menschheit の超感性的基体」（S. 199）とのみ呼ばれる。しかしまた次には、「不定の概念（即ち諸現象の超感性的基体の）」（ibd.）という語がみえるが、この同じものが再び、「我々の中における超感性的なるものの不定の理念」（ibd.）と言い換えられる。そして最後には「超感性的なるものの中に、すべての我々の能力の帰着点をア・プリオリに求める」（ibd.）云々という表現が現われる。

§ 57 の「註解」I においては、「すべての現象一般の超感性的基体についての理性概念」と、「道徳的法則への関係における我々の恣意の根柢に置かれなければならないもの、即ち先験的自由の理性概念」とが、明らかに併立的に語られている個所もあるが（S. 202）、趣味判断の規定根柢としては、「あらゆる主観の諸能力の超感性的基体」、「我々の本性の英知的なるもの」（S. 203）が指摘されている。

「註解」II においてもこれとほぼ同様であるが、その末尾に、「自然の基体としての……超感性的なるもの一般」、それが「我々の認識能力に対する自然の主観的合目的性の原理として」現われる場合、またそれが「自由の目的の原理、道徳的なるものにおける自由と自然との合致の原理として」現われる場合、という三つの理念が挙げられているのは注目される。

最後に、§ 59 では、既述のように、[A₂] の方向に属する「道徳的善の象徴」云々の主張の後、

「判断力は、……主観そのものとその外における etwas, 自然でもなく自由でもないがしかし自由の根拠即ち超感性的なるものに結びついている etwas に関係づけられる。このものにおいて、理論的能力と実践的能力とは、共通の、また未知の仕方で統一へ結合される」(前出 S. 214) というかなりあいまいではあるが、それでも結局 [A₁] の方向に属するとみるほかはない言葉(もし「自由の根拠」云々という個所を重視するとすれば、それは逆に [A₂] の方向ということになるだろう)が、殆んど結論のような形で述べられる。

このように以上の諸例では、「超感性的なるもの」(趣味判断の規定根拠としての)に対する規定の仕方が一定せず、カントの課題思想が、[A₁] と [A₂] との間であって最後まで動揺していたことを思わせる。

それではこのカントの思想の動揺(或いはすくなくとも、二つの課題思想の併存)は、果して何処にその原因を求むべきであろうか。これは、さらに考察を進めなければ、ここではまだ解答の得られない問題であるが、さし当り次の点だけを指摘しておきたい。

カントは「序論」の末尾に、「すべての上級の能力を、その体系的統一に従って概観するに便ならしめる」ための表を掲げているが(S. 36)、その中で最も注目すべきは、合目的性の原理(快不快感情、判断力)の「適用される場所」の欄に、'Kunst'(技術、または芸術)が当てられていることである。この表においては、「判断力批判」の主たる考察対象をなしている「美」(「自然美」)は、何処にもその位置を与えられていない。本書の内容において、快不快感情や判断力や合目的性の原理が主として論ぜられるのは、美(しかも自然の美)に関してであるにもかかわらず、すくなくとも本書の構成上の外見では、いわば系論的にしか取り扱われていない 'Kunst' が、内容的には当然「美」(または「自然美」)、或いはすくなくとも「美及び芸術」の占むべき位置に、置かれている。これは、本書においては、「美」が終始「美的判断」「趣味判断」としてのみ考えられている、という事にも由るのであるが、私は、このことが、かの二つの課題思想の併存に、深い関係を持っていると考える。従って私の次の考察は、カントの芸術論へ向けられなければならない。

《この章未完》